

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和6年8月1日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しない。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1)出港時間 夜明け (2)入港時間 午後1時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径0.5マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668'、東経 139° 46.800' (世界測地系)北緯 35° 10.866'、東経 139° 46.607'	⑨ 江見 (鴨川市)	3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(毎月第1、第3土曜日、お盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第1土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 利用者が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は午前6時～正午までとする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とする。 3 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1月から6月までの期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯34° 58.499'、東経139° 46.006'の点 イ 北緯34° 59.306'、東経139° 45.903'の点 ウ 北緯34° 59.231'、東経139° 44.062'の点 エ 北緯34° 57.625'、東経139° 43.947'の点 オ 北緯34° 57.925'、東経139° 45.210'の点 (注) 緯度経度は世界測地系	⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第4水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年4月30日までとする。 3 1月から6月末まで、オキアミ禁止。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長20センチメートル以下のマダイ (2) 全長30センチメートル以下のヒラメ	⑫ 小湊 (鴨川市)	遊漁船は、5月1日～9月30日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船の休業日は毎月第2及び第4水曜日とする。 2 コマセ籠はLまでとする。	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む。)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南73号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯35° 06.277'、東経140° 12.784'の点 ウ 北緯35° 06.218'、東経140° 12.534'の点 エ 北緯35° 06.207'、東経140° 12.049'の点 オ 北緯35° 06.651'、東経140° 11.106'の点 カ 漁業権基点南72号の3 (鴨川市内浦字寄浦1番地に設置した標柱(第3標柱)) (注) 緯度経度は世界測地系
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第2、第4水曜日及び元日とする。 2 操業時間は、日の出から日没までとする。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を11月1日から翌年5月31日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1)全長20センチメートル以下のマダイ (2)全長22センチメートル以下のキンメダイ (3)全長30センチメートル以下のヒラメ	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚以浅でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
		⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前8時からとする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を午前8時30分から午前11時30分までとする。
			1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1) 出港時間 午前4時 (2) 入港時間 正午 ただし、午後の遊漁は午後8時までに入港するものとする。 2 休業日は、毎月第1及び第3月曜日とする。 3 イサキについては、4月1日～9月30日。午前5時～午前11時まで(午後は禁止)。イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは10月1日～翌年5月6日。操業時間は午前5時30分～正午まで(10月から11月末日まで)、午前6時～正午まで(12月から翌年5月6日まで)。午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは9月1日～翌年3月31日及び5月1日～5月6日。正午まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休業日は異なる) 7 5月7日～9月30日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

〔お問い合わせ先〕 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URLまたはQRコード®から千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

